



在日韓人の国籍及び処遇等に関する日韓取極案
一昭和二十七年二月一四日一
太平洋戦争終結前から引き続き日本に在留する韓人の国籍及び処
遇等は左記によることとする。
記

一 国籍
日韓両国は、在日韓人が大韓民国国民であつて、日本国民

二 以て日韓両国は、この協定の効力発生の日にいたるまでの間、
日韓両国は、この協定の効力発生の日にいたるまでの間、

三 内法に適用により既に生じた効果を承認する。
内法に適用により既に生じた効果を承認する。

一 居住
永住許可を得ようとする在日韓人は、韓国關係当局の発給
永住許可を得ようとする在日韓人は、韓国關係当局の発給

二 申請
前項に於て永住許可の申請があつた場合、日本國關係当局
前項に於て永住許可の申請があつた場合、日本國關係当局

三 可
は、前項に於て永住許可の申請があつた場合、日本國關係当局
は、前項に於て永住許可の申請があつた場合、日本國關係当局

四 規定
するものとする。その場合、出入国に關する日本國法令に
するものとする。その場合、出入国に關する日本國法令に

五 永住許可を受けたるものに対する退去強制については、日韓
永住許可を受けたるものに対する退去強制については、日韓

六 項
兩國の關係当局は、本協定発効後三年間その運用上必要な事
兩國の關係当局は、本協定発効後三年間その運用上必要な事

4 は別途協議する。
て前項の協議については貧困者の退去強制に限り状況に
得るものとする。よりて更にこれを延長することを協議し

3 処遇

1 在日韓人が本協定の効力発生の際現に享有している財産上の権利で日本国法令により一般外国人に禁止されているものについては、その者が日本国に居住する限りこれを享有するものとする。但し右權利を享有している者が死亡し、その相続人が日本国民でない場合は日本国法令の定めるところの範囲内でその權利を譲渡する。また、他は他の方法によつて処分する。ため、二年の期間を認める。
2 在日韓人が本協定の効力発生の際現に従事している職業で日本国法令により一般外国人に禁止されているものについて、日本国に居住する限りこれに従事することが出来るものとする。

4

1 帰還

1 在日韓人として本協定発効後三年以内に韓国に帰還するものに対しては、その所有する動産の携行について何等の税をも賦課しないものとする。なお、携行する動産の種類及び数量については別途協議する。
2 前項の帰還者は、その所有する資金を別途協議によつて定められる具体的方法により本国に送金することが出来る。

る、前二項の特別取扱については右期間終了前状況に依じて二
か年の範囲内において更にこれを延長することを協議し得る
ものとする。